

平成 30 年 6 月 8 日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

議会運営委員会

委員長 関 矢 孝 夫

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 平成 30 年第 2 回魚沼市議会定例会について  
(2) 閉会中の所管事務調査について  
(3) 議員派遣について  
(4) その他

- 2 調査の経過 6 月 8 日、委員会を開催し、上記案件について協議した。  
平成 30 年第 2 回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取り扱い等については、別紙「平成 30 年第 2 回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。  
また、急施事件については、定例会開催日前日までに受理した請願及び陳情は、議長において取り扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。  
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。  
議員派遣については、これを了承した。  
その他で、議会報告会での意見・要望事項の取り扱いについて及び議員表彰の伝達について協議した。

## 議会運営委員会会議録

### 1 調査事件

(1) 平成 30 年第 2 回魚沼市議会定例会について

(2) 閉会中の所管事務調査について

(3) 議員派遣について

(4) その他

2 日 時 平成 30 年 6 月 8 日 午前 10 時

3 場 所 広神庁舎 3 階 301 会議室

4 出席委員 志田 貢、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、関矢孝夫、本田 篤、  
大屋角政、(森島守人議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 佐藤市長、森山総務課長、渡辺財政課長

7 書記 磯部議会事務局次長、今井主任

### 8 経 過

開 会 (10 : 00)

関矢委員長 定足数に達していますので、ただいまから、議会運営委員会を開会します。これより議事に入ります。

#### (1) 平成 30 年第 2 回魚沼市議会定例会について

関矢委員長 日程第 1、平成 30 年第 2 回魚沼市議会定例会についてを議題とします。(1) 付議事件について、執行部から説明をお願いします。

佐藤市長 お手元の付議事件一覧に記載してあります、今定例会の提出案件につきましては一覧のとおりであります。報告案件についても同じであります。1 点だけ、19 番から 21 番の庁舎の工事関係の契約について委員会付託ということで予定をされているようでもありますけれども、工期の関係で、できれば即決をしていただければありがたいと思います。夏場の 1 カ月の工期が延びると、それだけ工期が縮まるという、当地域特有の雪の中での土木工事ができませんので、そこを含めてご審議いただければありがたいと思います。細部については担当課長からそれぞれ説明させていただきます。

渡辺財政課長 それでは、付議事件一覧表にしたがいまして説明を申し上げます。付議事件

の1番から3番まで、補正予算関係でございます。事件番号1番、専決処分の承認を求めることについて、平成29年度魚沼市一般会計補正予算第8号から、同じく3番、専決処分の承認を求めることについて、平成29年度魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号までの3件については、年度末を迎え、いずれも平成30年3月30日付けで専決処分を行ったもので、議会の承認を求める内容でございます。補正の概要ですが、初めに、平成29年度魚沼市一般会計補正予算第8号でございます。主なものとしては、歳入では、特別交付税、今冬の豪雪に伴う国庫補助金などを追加した一方で、財政調整基金と公共施設整備等基金からの繰入金を増減調整。歳出では、今冬の豪雪に伴う道路除雪経費、ふるさと納税の委託経費、公共施設整備等基金への積立金を追加しておりますし、それぞれ年度末を迎えて、各事業の実績又は実績見込みに伴い、所要予算額の調整及び財源内訳の変更を行っております。また、このほかに、継続費と地方債につきましても、あわせて補正を行っております。

次に、2番の平成29年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算第4号は、事業勘定の歳入歳出予算について、年度末を迎えて、療養給付費等の実績見込みに伴い、予算額の調整及び財源内訳の変更を行ったものでございます。

次に、3番の平成29年度魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、国保と同様に年度末を迎え、広域連合納付金等の実績見込みに伴い、予算額の調整及び財源内訳の変更を行ったものでございます。

森山総務課長　　続きまして、4番、専決処分の承認を求めることについて、魚沼市税条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に交付され、同年4月1日から施行となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により魚沼市税条例等の所要の改正を行ったことにより、議会の承認を求めるものであります。

5番、専決処分の承認を求めることについて、魚沼市国民健康保険税条例の一部改正については、事件番号4と同じく、地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に交付され、同年4月1日から施行となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により魚沼市国民健康保険税条例の所要の改正を行ったことにより、議会の承認を求めるものであります。

渡辺財政課長　　続きまして、事件番号6番から8番までの補正予算関係3件についてでございます。初めに、事件番号6番専決処分の承認を求めることについて、平成30年度魚沼市一般会計補正予算第1号であります。歳入歳出予算について、県知事の辞職に伴い明後日に執行される新潟県知事選挙の執行に係る所要予算額をそれぞれ計上し、平成30年4月24日付けで専決処分を行ったものであり、議会の承認を求めるものでございます。

次に、事件番号7番、平成30年度魚沼市一般会計補正予算第2号は、歳入歳出予算について、当初予算で計上しきれなかったあるいは新たに対応しなければならなくなった案件、具体的には県関係ほかの他事業関連、地域産業、経済への追加のてこ入れ、市有施設の工事、修繕に係る所要予算額の追加や財源の調整を中心に予算の補正をお願いするものでございます。

次に、事件番号8番の平成30年度魚沼市ガス事業会計補正予算第1号は、資本的支出予算について、水の郷工業団地の立地企業へのガスの安定供給を行うためのガス製造所施設を増設するために、予算の補正をお願いするものでございます。

森山総務課長 9番、魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、人事院規則の改正に伴い、市職員の夜間看護手当について所要の改正を行うものであります。

10番、魚沼市税条例の一部改正については、地方税法等の改正等に伴い、市のたばこ税等について所要の改正を行うものであります。

11番、魚沼市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正については、学校教育法の改正に伴い、これにかかる所要の改正を行うものであります。

12番、魚沼市放課後児童健全育成事業実施に関する条例の一部改正については、市内放課後児童クラブのうち、広神西よつばクラブの実施場所を移転するため、所要の改正を行うものであります。

13番、魚沼市守門健康センター条例等の一部改正については、介護保険法の改正に伴い、同条例をはじめとする関係条例について所要の改正を行うものであります。

14番「魚沼市介護保険条例の一部改正について」は、要介護認定調査を充実させるため、所要の改正を行うものであります。

15番、魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正については、介護保険法の改正に伴い、利用者負担金等について所要の改正を行うものであります。

16番、魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、厚生労働省令の改正に伴い、放課後児童支援員の資格基準について所要の改正を行うものであります。

17番、魚沼市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、介護保険法施行規則の改正に伴い、主任介護支援専門員の定義について所要の改正を行うものであります。

18番、魚沼市観光施設等条例の一部改正については、福山峠緑のふるさと広場キャンプ場にオートサイトを新設したことに伴い、所要の改正を行うものであります。

渡辺財政課長 続きまして、事件番号19番、魚沼市庁舎建築工事請負契約の締結について、同じく20番、魚沼市庁舎電気設備工事請負契約の締結について、同じく21番、魚沼市庁舎機械設備工事請負契約の締結についてでございますが、それぞれ現在、仮契約を締結しております。こちら3件の工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、それぞれ議会の議決をお願いするものでございます。

次に、事件番号22番、財産、ロータリ除雪車の取得についてから、同じく25番、財産、除雪ドーザの取得についてまでの4件についてでございます。こちらにつきましても、現在、仮契約を締結しております。ロータリ除雪車2台及び除雪ドーザ2台の購入について、地方自治法第96条第1項第8号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、それぞれ議会の議決をお願いするものでございます。

森山総務課長 26番、市道路線の認定については、災害復旧工事の実施及び新潟県による主要地方道小出守門線改良工事の実施に伴い、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

27番、市道路線の変更については、舟山地区圃場整備事業の完了及び国土交通省による国道17号線高架の中大塚橋ならびに下大塚橋の撤去工事の実施に伴い、道路法第10条第

3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

28 番、人権擁護委員候補者の推薦については、本年 9 月 30 日をもって任期が満了となる守門地域の人権擁護委員 1 名について、再任の推薦について議会の意見を求めるものであります。

29 番、人権擁護委員候補者の推薦については、本年 9 月 30 日をもって任期が満了となる入広瀬地域の人権擁護委員 1 名について、後任候補者の推薦について議会の意見を求めるものです。

30 番、監査委員の選任については、平成 29 年 11 月 30 日をもって退任され、現在空席となっている監査委員につきまして、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、選任の提案を行うものであります。

渡辺財政課長　　続きまして、報告案件についてでございます。初めに、報告事件番号 1 番、平成 29 年度魚沼市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。本年 2 月の第 1 回定例会で議決をいただきました繰越明許費予算のうち、平成 29 年度内に支出が終わらなかったもので、平成 30 年度に繰り越した繰越額について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき報告するものでございます。

次に、事件番号 2 番から 4 番及び追加予定分の事件番号 1 番から 3 番についてでございます。これらにつきましては、魚沼市が資本金等の 50%以上を出資しております法人及び同じく 50%以上の債務を負担している法人について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、それぞれの経営状況を報告するものでございます。このうち、2 番の一般財団法人魚沼市地域づくり振興公社の経営状況についてから、4 番の株式会社深雪の里の経営状況についてまでの 3 件につきましては、今定例会の初日に報告するものでございます。

次に、追加分の 1 番、有限会社ゆきくらフーズの経営状況についてから、同じく 3 番、一般財団法人魚沼市医療公社の経営状況についてまでの 3 件につきましては、各法人の平成 29 年度決算を審議する総会等の日程の関係上から、今定例会の最終日の報告とさせていただきます。なお、これらのほかに、長岡地域土地開発公社を含む 5 件の報告対象法人がございます。いずれも、各法人の総会等の日程の関係上から、9 月の定例会での報告を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

関矢委員長　　ただいま説明のあった付議事件について質疑を行います。質疑はありますか。(なし) なければ、これで質疑を終わります。ただいま説明のあった市長提出事件については、これを受けることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、市長提出事件については受けることに決定いたしました。次に、議長受付事件について説明を求めます。

磯部議会事務局次長　　(資料「平成 30 年第 2 回魚沼市議会定例会付議事件一覧 (案)」により説明)

関矢委員長　　ただいま説明のあった議長受付事件について、質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。よって、議長受付事件については、これを受けることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、議長受付事件については受けることに決定いたしました。

次に、(2)付議事件の取り扱いについて審議願います。ア、イについて議会事務局次長に説明を求めます。

磯部議会事務局次長 (資料「平成30年第2回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」の取扱(案)について説明)

関矢委員長 ただいま、次長の説明がありました取り扱い案について、よろしいでしょうか。

佐藤(肇)委員 今回、市長提案の事件番号19番から21番、魚沼市庁舎にかかる契約の締結の承認ということで、これは、これから始まる新庁舎の建設工事の関係であります、今年度及び来年度の2カ年、非常に工期が短い中で実施されるものでありますので、できればこの会期の期間ももったいない、できれば一日でも早くという気持ちがありますので、6月14日提案、即決で取り計らいをお願いしたいと提案いたします。

関矢委員長 ただいま、佐藤委員のほうから、議案の取り扱いについて変更を求める発言がありました、この提案に対して質疑はありませんか。

大屋委員 逆に、6月14日提案して即決するというのは、議会のルールとしては委員会主義、委員会に付託して、特に重要案件ですので、そういったところを特例にするということについて、どう考えていますか。

佐藤(肇)委員 委員会付託を省略をするということで、先ほど申し上げましたけれども、本会議に予定されている委員会で最終日ということになりますと、それだけで約3週間、仮契約の状況が続き仕事にかかれないと思います。この天気のいい時期に仕事が少しでも進められれば、この冬4カ月は雪の中という、ほかの地域では考えられないような条件下での建築事業がされるわけで、そういったところを考えて、一日でも工期を多く取れるような形を、議会として市内施行業者のためにがんばってやればとの思いから提案をさせていただきました。

大屋委員 市長にお伺いしますが、先ほど、できれば14日提案、即決にしてほしいという話がありましたが、臨時議事を議会に申し入れることもできたわけですが、そこら辺は考えていませんでしたか。

佐藤市長 契約案件でありますので、今定例会が迫っている中で、臨時議会を開催してというところにはいなくても、6月14日の招集日に採決いただければと考えておりました。入札日が5月31日でありますので、その期間から考えれば、直前に迫っている定例議会のほかに日程を組むということがいかなものかという感じもいたしましたし、できればということは、委員会の取り扱いがこういう形になっておりますので、今ほど佐藤委員からも話があったように、4カ月雪の中での工事が施工できないということは、初年度は大変重要な工事になりますので、即決でお願いできればありがたいと思っております。

大屋委員 それは当局側の理由であって、議会はそういった案件について、特に重要案件について審議する。そして可か否かという結論を出すところですから、市長がそう考えたとしても、やっぱりならない場合もあります。そこら辺は認識として、もう少し入札時期を早めるとか、そういったことも含めて考えていらっしゃったのかどうか。

佐藤市長 大屋委員の言うことは十分理解しているつもりであります。ただ、設計完了から入札までの期間が、そんなに性急にできるものではないってことも、また理解していただきたいと思えます。ある一定の期間は公募として公表しておかなければいけない。設計を積算する期間が決められておりますので、そういったことをすると5月末がタイムリミットということでさせていただきました。全てが性急にできる話ではありませんので、そこを含めて今回は提案になったということでもあります。あとは議会の皆さんがどう判断して、

この取り扱いをしていただくかということになるかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本田委員　大屋委員と関連して、執行部にお聞きしたいと思ひます。今ほどタイムスケジュール的な話が出ましたけれども、そもそも計画の中で 32 年に完了するという見込みで立てているわけであります。この議会を通すことも当然、計画に入っているはずだと思うんですけど、入ってなかったですか。

佐藤市長　当然、契約議決をいただかなければいけないということは、そのことも含めて予定はさせていただいております。

本田委員　であるならば、やはり入札はもう少し早くという同じような質問になりますけれども、少し計画が甘かったのではないかなと思ひます。大屋委員からの質疑で回答いただきましたけれども、これは、今回に限っては、そういうようなスケジュールが押して大変だという話で、これは今回限りということですか。

佐藤市長　議会の取り扱いですので、執行部のほうから今回限りという話ではないと思ひますので、議会のほうでご判断をいただく。また、これからの取り扱いも議会の中でご決定いただければありがたいと思ひます。

本田委員　若干話が飛ぶんですけど、一般質問的な質疑ですけども、先般 4 月に国会のほうで、合併特例債の延長の特例法が可決されました。最長で合併後 20 年、合併特例債が使えるということですけども、魚沼市においても、この合併特例債の延長をする予定はございますか。それをするのであれば、スケジュール的にもかなりゆとりが出ると、私は見ておりますがいかがでしょうか。

佐藤市長　仰せのとおり、合併特例債の 5 年延長の部分については来ておるようでありますので、その中でまた再整備計画を、こちらのほうで出さなきゃいけないということになりますので、今この案件については現状でいっているということで、まだその取り扱いも内部のほうで施設の整備も含めて、まだしてない状況であるということでもあります。それにエントリーするのが必要なかどうかということも考えていかなければいけない部分だと思います。交付税措置されるということについては、過疎債についても、庁舎は過疎債の適用になりませんが、過疎債についても、この合併特例債についても交付税措置額については変わらないということでもありますので、そのことも含めて、これからの庁舎以外の施設整備の部分も考えてエントリーさせなきゃいけないということで、まだ計画のほうは成案となっておらない、今の状況であるということをお含みおきをいただきたいと思ひます。

関矢委員長　ほかにありませんか。(なし) なければ、ここで質疑を終わりにします。ただいま佐藤委員のほうから変更を求める発言がありましたので、ここでしばらくの間、休憩といたしまして、自由討議をさせていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。(異議なし) しばらくの間、休憩とします。

休　　憩 (10 : 33)

休憩中に自由討議

再 開 (10 : 51)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。ただいま佐藤委員のほうから提案のありました取り扱いの変更については、事件番号 19 番、20 番、21 番については、14 日提案、総務委員会付託、6 月 20 日採決と決定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。(異議なし) そのように決定させていただきます。

なお、執行部に申し上げますが、議会はしっかりと調査をして議決をするという使命がございますので、今までどおり委員会付託が原則ですので、それを踏まえた中で早く出せるものであれば、臨時議会でも開けるのであれば、日程を読んだ中で設計や入札の執行を行うよう努力をしていただきたい。また、今回このような取り扱いについては特例ですので、今後、契約議決については議会運営委員会で今後のやり方等を調査させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。(異議なし) そのように決定いたしました。しばらくの間、休憩します。

休 憩 (10 : 53)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10 : 55)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。ここで休憩といたします。

休 憩 (10 : 55)

再 開 (11 : 05)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。付議事件の取り扱いについては、休憩中に皆様のご意見を伺った中で、先ほど決定をさせていただきましたが、事件番号 19 番、20 番、21 番の 3 議案の取り扱いについては、6 月 14 日提案、総務委員会付託、6 月 20 日採決ということで決定をさせていただきます。そのほかの取り扱いについては、説明のとおりので取り扱いでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定しました。次に、ウの急施事件の取り扱いについて議会事務局次長に説明を求めます。

磯部議会事務局次長 急施事件の取り扱いについては、定例会開催日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取り扱いを決することとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で取り扱いを決定することとします。

関矢委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。急施事件の取り扱いについては、定例会開催日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取り扱いを決定することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で決定することでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



## (2) 閉会中の所管事務調査について

関矢委員長 日程第2、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申し出を行うことに決定をいたしました。

## (3) 議員派遣について

関矢委員長 日程第3、議員派遣についてを議題とします。お手元の配付資料のとおり、7月25日の湯沢町・南魚沼市・魚沼市議会議員連絡協議会評議員会への参加。8月6日の平成30年度中越地区市議会合同議員研修会への参加。8月10日の湯沢町・南魚沼市・魚沼市議会議員連絡協議会総会への参加。8月28日の平成30年度新潟県市議会議長会議員研修会への参加の4件については、議員派遣とすることとし、最終日に議長発議とすることでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、4件については、閉会中に議員派遣を議長発議により行うことに決定いたしました。

## (4) その他

関矢委員長 日程第4、その他を議題とします。このあとの日程は、主に委員会内部の調整等になりますので、ここで執行部で報告、協議事項等があれば、それを先に行い、なければ、これで執行部からは退席願うこととしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは、執行部で協議、報告事項はありますか。

佐藤市長 特にありません。

関矢委員長 ないようですので、執行部からは退席いただきます。しばらくの間休憩とします。

休 憩 (11:08)

執行部退席

再 開 (11:08)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

### ・平成30年第1回議会報告会について

関矢委員長 次に、議会報告会での意見・要望事項の取り扱いについて協議願います。議会報告会実行委員会より意見・要望の取り扱いについて、別紙のとおり報告がなされました。

議会運営委員会での課題とされた2項目について、その取り扱いを協議いたします。しばらくの間休憩いたします。

休 憩 (11:09)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (11:11)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。当委員会に振り分けられました2項目につきましては、5番はAの検討すべきもの、6番もAとすることにご異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

次に、議員表彰の伝達等について協議願います。このたび議員表彰を受けられた方は、議長職として4年以上その職にあった者として、浅井守雄前議長が全国表彰を、また、全国表彰、北信越表彰のいずれも在職20年以上表彰で、大屋角政議員、大平栄治議員が特別表彰を受けられました。恒例により、表彰の伝達を本会議最終日の7月4日に行いたいと考えますが、この件について協議願います。また、慣例により、表彰の祝賀会を議員懇談会に合わせ最終日に行うことについて、意見等があればお願いします。

佐藤(肇)委員 浅井守雄さんには来ていただくのでしょうか。

関矢委員長 浅井前議長については、機会を見て議長より伝達していただきます。それでは、市議会議長会の表彰伝達式を7月4日、最終日に行うことで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。なお、浅井前議長については、機会を見て議長より伝達していただくことでよろしいでしょうか。(異議なし) そのように決定いたします。

その他、協議事項等はありませんか。

本田委員 議会改革特別委員会から、皆さんにご報告及び対応をお願いするものでございます。昨年6月の議会改選後より、議員定数の問題は会派代表者会議等を経て、11月15日全員協議会の場で議長より議会内部の課題として、議会改革特別委員会や会派代表者会議で問題提起がなされました。議会改革特別委員会で議論し、来年、ことしでありますけれども、来年の6月定例会議で発議できるように準備することの報告がございました。当委員会では、議長からの諮問を受け、先般結論を出させていただきました。そしてまた、全員協議会の場で報告のとおりでございます。こちらにつきましては、6月定例会初日に委員会報告でも報告をさせていただきますが、その報告も踏まえたいうえで、議会運営委員会でも報告及び今後の対応をお願いするものでございます。本定例会最終日に、議員定数についての発議を行わせていただく予定です。

関矢委員長 その他、委員の皆さんから協議事項はありませんか。(なし) ないようでしたら、本日の会議録については委員長に一任を願います。議会運営委員会はこれで閉会します。

閉 会 (11:17)